

「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関するQ&A

目次

1. 報告対象について

- 1-1: 本措置では、リスト規制技術の提供については報告対象外となるのでしょうか。
- 1-2: 既に公になっている情報（告示で指定する重要管理対象技術）を海外の提携先に提供するのですが、事前報告は必要でしょうか。
- 1-3: どのような行為が事前報告の対象となるのでしょうか。外国法人への出資や製造委託に限定されるのでしょうか。
- 1-4: 告示の施行前に実施された技術提供については報告の対象外となるのでしょうか。
- 1-5: 告示第1項口の「おそれが少ないことが明らかなき」は、どのような場合でしょうか。
- 1-6: 大学での共同研究における技術提供については対象外となるのでしょうか。
- 1-7: 100%出資する海外の子会社に技術提供を行う場合、事前報告は必要でしょうか。
- 1-8: 軽微な仕様変更のために、技術仕様書や製造工程書を提供する場合も、事前報告が必要でしょうか。

2. 運用について

- 2-1: 官民対話で経済産業省側からはどのような情報提供が行われるのでしょうか。
- 2-2: 契約締結日の何日前までに事前報告を行えばよいでしょうか。
- 2-3: 許可申請を求めるインフォームを行わない場合、何らかの連絡をもらえるのでしょうか。
- 2-4: 事前報告を忘れてしまった場合、どうなりますか。
- 2-5: 事前報告制度が新設されることに伴って、輸出管理内部規程（CP）を変更する必要はあるのでしょうか。

1. 報告対象について

1-1: 本措置では、リスト規制技術の提供については報告対象外と理解して宜しいでしょうか。

- リスト規制技術の提供については、別途許可申請の対象となっており、本措置における事前報告の対象外となっております。

1-2: 既に公になっている情報（告示で指定する重要管理対象技術）を海外の提携先に提供するのは、事前報告は必要でしょうか。

- 既に公になっている技術を提供する取引は、事前報告の対象外となっております。
- これを含め、告示第一号イに規定するとおり、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する取引は、事前報告の対象外となります。

1-3: どのような行為が事前報告の対象となるのでしょうか。外国法人への出資や製造委託に限定されるのでしょうか。

- 告示第二号イ～ニに掲げる設計・製造に係る技術の提供が事前報告の対象となります。
- この様な技術の提供は、海外子会社や現地合弁会社の設立、出資に伴うケースや、海外企業に対する製造委託に伴って行われるケースが多いと想定されますが、取引の形態は様々であり、必ずしもこれらに限定することは困難です。特殊なケースなどは、個別にご相談ください。

1-4: 告示の施行前に実施された技術提供については報告の対象外となるのでしょうか。

- 本告示の施行前に完了した技術提供について、遡及的に報告の対象とはなりません。
- ただし、例えば追加的に新製品の図面や製法に関する情報を提供するなど、施行前には提供されていなかった新しい技術を提供する場合には、事前報告の対象となります。

1-5: 告示第1項口の「おそれが少ないことが明らかなき」は、どのような場合でしょうか。

- ビジネス上の取引の形態は様々であり、一概にお答えすることは難しいため、個別にご相談いただきたいと思いますと考えております。
- 一般化できる事例については、今後、本Q&A等により、周知してまいります。

1-6: 大学での共同研究における技術提供については対象外となるのでしょうか。

- 本措置における事前報告の対象となるのは、重要管理対象技術である設計・製造技術を提供する行為であり、当該技術を提供しない共同研究は対象とはなりません。
- なお、本措置の対象については、企業であるか、大学・研究機関であるかなど、主体の類型に関わらず、どのような技術提供を行うかにより判断するものであり、これは通常の外為法の運用と同様です。

1-7: 100%出資する海外の子会社に技術提供を行う場合、事前報告は必要でしょうか。

- 技術の提供先が100%子会社であるか現地合弁会社であるかに関わらず、事前報告の対象となり得ます。

- 必要があれば個別のケースについてご相談、ご確認ください。

1-8：軽微な仕様変更のために、技術仕様書や製造工程書を提供する場合も、再度の事前報告が必要でしょうか。

- 軽微な仕様変更が何を指すか明確ではないため、一概にお答えすることは困難です。例えば、性能向上のために追加的に技術提供が行われるような場合は、事業者側で軽微と認識していても、事前報告が必要になる可能性があります。
- 予め、今後のバージョンアップが想定される場合には、当該計画も含めて事前報告いただくことで、再度の事前報告が不要となる可能性もあります。
- 必要があれば、個別のケースごとにご相談ください。

2. 運用について

2-1：官民対話で経済産業省側からはどのような情報提供が行われるのでしょうか。

- 個別のケースに応じて異なりますが、取引先企業に関する懸念情報、他企業における技術流出や対策事例、当該技術を巡る国際的な安全保障上の懸念動向などの情報提供を想定しております。

2-2：契約締結日の何日前までに事前報告を行えばよいでしょうか。

- 契約締結日の何日前との定めはありませんが、経済産業省としては、許可申請を求めるインフォームの要否についての判断について原則30日以内に行うことを想定しています。ただし、内容によっては更なる時間を要する場合もあるため、可能な限り早期にご相談をいただくことを推奨しております。
- 具体的には、初期の計画検討段階からご相談いただくことで、計画が具体化し、正式な事前報告をいただくタイミングでは、既にインフォームの要否判断を完了できていることも想定されます。ビジネスを円滑に進める上でも、早期にご相談いただくことが有効と考えております。

2-3：許可申請を求めるインフォームを行わない場合、何らかの連絡をもらえるのでしょうか。

- 官民対話の中で、事業者に対して適切にお伝えしてまいります。

2-4：事前報告を忘れてしまった場合、どうなりますか。

- 事前報告漏れに対しては、外為法に基づく指導及び助言等を行う場合があります。
- これを経てもなお、改善の意思が見られないなど、悪質と判断される場合には、罰則の対象となる場合があります。

2-5：事前報告制度が新設されることに伴って、輸出管理内部規程（CP）を変更する必要があるのでしょうか。

- 本制度の導入に伴い、各事業者に対し、既存の輸出管理内部規程（CP）の変更を要請することは想定しておりません。

- ただし、自主的に本措置の導入を踏まえたCPの内容変更を行うことは妨げません。変更を行った場合には、内容変更の届出を実施してください。